

議会運営委員会会議録

報告者 議会事務局 副主幹 石井繁治

日 時 平成28年12月13日（火）午前10時40分から午前11時28分

場 所 本庁舎3階 第一会議室

出席者 倉持安幸委員長、前之園孝光副委員長、小金井勉委員、田辺正弘委員、堀本孝雄委員、佐久間久良委員、黒須俊隆委員

岡田憲二議長、北田宏彦副議長

秋本局長、石井

《概要》

- 1 開 会 前之園副委員長（進行兼ねる）
- 2 委員長あいさつ 倉持委員長
- 3 議長あいさつ 岡田議長
- 4 《協議事項》

倉持委員長

（1）陳情の審査について

倉持委員長 陳情第14号 政務活動費の領収書等の議会ホームページでの公開を求める陳情について各委員の意見を求めます。

黒須委員 前回か前々回の陳情で、ホームページ等の公開を求めることについて議会でも全員賛成だったと思うんですけど、それによってホームページではなく、閲覧可能の状況になっています。その時に申し上げたようにホームページ公開が望ましいと述べたところであります。富山市議会の不正が発覚した問題もホームページに公開していれば市民のチェックも簡単に行われてあのような富山市議会の問題も領収書に数字を書き足すことも当然防げたと思います。ホームページ公開は必要だと思っています。今回の陳情は全国の市民オンブズマンの呼びかけで、千葉県市民オンブズマンが千葉県内のすでに公開しているところを除いた三十数市に陳情されたそうです。昨日千葉市の付託先では全員賛成で採択されました。また、12月9日に佐倉市では議会運営委員会で全員賛成で採択されました。流山市では6対1で賛成多数で採択、松戸市では各党派幹事長会議で決定して議会もそのままホームページ公開を決定するだろうという話しです。富里市でも採択、もともと野田市、富津市、八千代市は公開しているか若しくはホームページ公開を決定しています。公開している市は少なかったが、富山市の不正を受けてぞくぞくと県内の市町も公開を決定しています。本市が公開しないというのは、市民に対して説明がつかないのではないかと考えます。速やかにホームページ公開を進めるべきと考えます。

北田委員 今の社会的時流に鑑みると領収書のホームページ公開は必要と考えます。県内市町にも陳情がでている。本市は他市町村と比較して政務活動費の金額は少ないと思います。少なければ領収書の枚数も少ないと思いますので事務局の手間も多少はこれまでよりかかるとは思いますが、莫大な費用がかかるわ

けではないだろうと思います。本議会でも積極的に取り組んでよろしいのかなと思います。また、今後、政務活動費のあり方については、議運等で協議されるのかと思うが、個人的には、政務活動費の金額を適正な額に増額して後払い、適正に使われたものに対して、受け取るという形に改める方向が良いのかなと考えます。議会改革で協議していければと思います。この件に関しては賛成です。

前之園副委員長 議会ホームページでの公開に賛成です。さらに政務活動費の支出に関しての規約とかの公開と我々は按分しているので、按分の4分の1なら4分の1と分かるような形で、領収書の価格が誤解される可能性がありますので、その辺を考慮した形のホームページの公開をよろしくお願ひしたい。

佐久間委員 共産党としても賛成です。皆さん言っていたように今の時代からいってもそのような方向性が求められています。ホームページ上でも領収書を公開すべきだと思います。

田辺委員 北田副議長と同じ会派なので私と小金井委員は同じ考えを持っています。賛成です。

堀本委員 賛成です。反対する理由がないではないかと思ひます。

黒須委員 具体的な中身に関しては、議運などで細かい細則を決めていくと思うが、陳情に1か所必ずしも正確ではないところがあります。支出にかかる収支報告書とありますが、本市では収支報告書に基づく一覧表を公開しています。山武市でも同じように一覧表を公開しています。対して東金市、茂原市は、一覧表を含めてなにも公開していません。一覧表を公開することは収支報告書を見るよりわかりやすいのだが、収支報告書を公開するのかどうか検討しなければならないのではということと本市には出納簿を提出する義務が無いんですけど。出納簿も必要となってくる。収支報告書と領収書だけだと収支報告書がどう領収書に繋がるのか見えなかったり市民は分からないのでは。今後の課題として。領収書公開は当然ですけど領収書等ということで市民に対してより解り易く公開していくことを皆さんと考えたい。

秋本局長 前回の議運で収支報告書は次回から公開が決まっています。領収書と合わせて収支報告書を公開することは決まっています。出納簿については今後議論していかなければならないと考えます。

倉持委員長 詳細は議会改革で行った方が良く思ひます。

黒須委員 今年の分から公開ということでもよろしいか。

秋本局長 収支報告書については、今年度から公開していくことになっています。時期的に考えると、領収書も合わせて公開していくのがよろしいかと思ひます。

倉持委員長 意見も出尽くしたようですので、陳情第4条について採決します。

一総員賛成一。よって陳情第4条は、採択と決しました。

次に、地方議会議員の構成年金への加入を求める意見書の提出について、意見をお願いします。

佐久間委員 共産党としては、時期尚早だと思ひます。厚生年金に加入するということは、事業主の負担が生じてきます。年金にしても健康保険にしても半額が市から

となります。市民に十分に説明しないのに行うことは、市民の理解を得られないと思います。十分な論議がされたなかで進めるべき。見送るべきと考えます。

黒須委員 全国市議会から意見書を上げてくれときている。都道府県には大分前から意見書を上げてくれときていたみたいで、都道府県では9月議会で採択かどうか、全国47都道府県のなか10ぐらいしか意見書は上がっていないみたいで、県はもうちょっと詳しいことが分かるまで検討の余地があるのでないか、二の足を踏んでいるのではないかと私の想像ですが。そんな状況のなか議員にとってはメリットあるが、市から公金が出る。市民にとっては税金が使われるのでデメリットと考えるかもしれない。また市長とか副市長の常勤職員と私たち非常勤の職員とが同じメリットを受けてしまうと、かつて議員年金は優遇されていると批判があった。今回の厚生年金は議員年金以上に優遇されるみたいで、議員年金を廃止した経緯を考えたときに、市民の理解は難しいかもしれない。若い議員が増えるのでないかと書かれているが、否定するものではありません。もうすこし考えてよいのでは、反対する意見書を出すのではないので、賛成の意見書を出さないということなので、今回は見送って良いのではないかと考えます。

岡田議長 意見書を出すとなると、全会一致が望ましいのか。

秋本局長 議員の身分に関することは、十分議論を尽くすことが非常に重要なのかなと思います。拙速に出す必要はなく、十分に議論をして全会一致が望ましいと思います。

北田副議長 福利厚生観点からすればこれからの若い議員、今の若い議員には必要な部分だが、年金廃止の経緯を考えますと議論を深めていくということで、意見書の提出は見合わせて良いのかなと考えます。

堀本委員 厚生年金の加入については、もう少し議論を深めたほうが良いと思います。

倉持委員長 全体的に見送るという意見が多いので。見送るということでございます。

つぎに視察報告書のホームページ公開について

秋本局長 議会の行政視察報告書のホームページの公開については、先の定例会で全会一致で採択されています。三常任委員長からの結果報告書をお配りしましたが、ホームページの公開に当たりましては、陳情者の思いとして経費も含めて載せてほしいとありましたので、事務局で経費の算定が終わっておりますので報告書に経費を付けくわえさせてもらって、写真と合わせてホームページの公開をはいかがでしょうかと思います。

前之園副委員長 写真をできるだけ掲載してもらいたい。

倉持委員長 事務局の説明のとおりでよろしいか。

各委員 一異議なし

倉持委員長 行政視察の報告はそのように公開いたします。

その他、事務局なにかありますか。

秋本局長 その他として、2点報告があります。議会改革での協議結果です。

一点は政務活動費の交付を後払い方式に改めることは、議会改革推進協議会

では全会一致でまとまりましたので来年度の交付分から後払い方式に改めることで今後事務を進めたいと思います。第1回定例会の前の議会運営委員会に条例改正案を示させていただきますので協議をお願いします。

もう一点、会派制をとっていますので、一般質問における会派代表質問を一年間試行で行うことで方向性がまとまりました。この二点は最終日の全協でも説明したいと思っています。一般質問の形態を増やすという形になります。実際運営していくうえで詳細は議会運営委員会でもとめる必要がありますが、議会改革推進協議会におきましては、選択肢を広める観点で導入するもの、一般質問の人数を減らすことが目的ではありません。事務局案として代表質問を行うかどうかは会派の自由選択とし、代表質問の時間は90分以内ということで一致を得ています。最初に代表質問を行いその後、個人質問を行う形になります。あくまでも代表質問の導入は選択肢を広げることです。東金市、山武市は代表質問を選択した場合には会派の人数が多くても一切個人質問を認めていません。君津市、富里市はある程度の人数のあるところは個人質問を認める手法をとっています。事務局としては3人以上の会派が代表質問する場合は会派人数から2を引いた人数まで個人質問ができるように、君津市、富里市の手法を取り入れてはと考えています。例えば3人の会派が代表質問をする場合は1人は個人質問を可能とする。4人の会派ですと2人まで個人質問ができる方法を取りたいと思っています。質問の機会を減らしたくないと思っています。代表質問する議員のほかに個人質問を行わない同会派の議員にあっては、代表質問の時間内で関連質問をゆるしているケースも他の市議会であります。これも1年間の試行ですので、本市でも導入する形で多くの議員が質問の機会を残したままこの代表質問を試行したいと思っています。意見があれば、今後の議運で話しをしていただきたいと思います。

倉持委員長 事務局から説明がありました。何か意見はありますか。

前之園副委員長 政務活動費を後払いにするのは良いことだと思います。条例まで変える訳ですからもうちょっと踏み込んで議論をしてもらいたい。一つは政務活動費4150円で良いのか検討してもらいたい。それと政務活動費を会派に出すのではなく、一人ひとり出すことを検討してもらいたい。代表質問については基本的に賛成します。

田辺委員 無会派はどうなるのか。

秋本局長 無会派の場合は、今まで通り個人での質問となります。

黒須委員 最終的に全協で確認して1年間試行する。そういう流れになるのか。議運案として全協に出すのか。それとももう少しもむのか。

秋本局長 議会改革では、1年間やってみようということで一致しています。もむとすれば今日または今後の議運でもんで全協に出すのがよろしいのではないかと思います。あくまでも試行ですので、実際やっていく中でちょっとこれ変えようよということはない話ではないと思います。

堀本委員 近隣の東金市はたしかやっていると思ったが。

秋本局長 東金市は代表質問を行った会派は個人質問は無し、あくまでも関連質問のみ

となっています。山武市も同じ形です。君津市、富里市は会派の人数に応じて個人質問ができるようになっていきます。

田辺委員 会派の人数、一人の人とか全部同じ時間なのか。

秋本局長 代表質問の時間は90分以内です。二人会派が代表質問を選んだ場合は90分しかできません。ただし、3人以上の場合、4人の場合と不公平感がありますので、君津、富里の方式がよろしいと思います。

岡田議長 一回やってみて、初めてのことからやってみようということ。

小金井委員 1年間の試行の中で変えていくことは可能か。

秋本局長 議論をして議会活性化の観点からより良くやっていくために、変えることは支障はないと考えます。

前之園副委員長 代表質問には賛成。確認だが、これは条例まで変える必要はないのか。

秋本局長 質問方式は条例にも会議規則にもありません。

前之園副委員長 政務活動費は条例を変えないといけない何回も変えるのは大変なので、金額と個人に払うのかその辺を詰めて条例化した方が良くと思うのだが、いかがですか。何回も変えるのは大変ではないか。

秋本局長 議員の活動に関する事なので全会一致が望ましいのですが、増額となりますと予算がからみ議会だけでは決められません。執行部との調整が出てきます。調整するとすれば、どこで調整するのか議会改革なのか議運で行うのか明確にして、今後1月2月で何回か会議を開いてつめることは可能です。金額と個人に払うのかつめていくことが必要です。議運でやるのか、議会改革でやるのか一定の間で調整がつけばやることは可能です。金額については、予算もありますので1月中旬までに詰めないといけないと思います。

黒須委員 一問一答とまとめてやるのと選択性になっているが、今まで通りか。

秋本局長 今まで通りの手法でよろしいと思います。

小金井委員 お金の話は別の話し、ちょっと決まらないと思う。

岡田議長 政務活動費の金額の話しは別のところで、ここでやるとまとまりがつかない。

倉持委員長 引き上げとなると予算計上しなければならない。そうすると1月中にまとめないといけない。

堀本委員 会派に支払うことに支障があるのか。会派代表に振り込んでいる。

岡田議長 政務活動費は会派であっても個人に払う事できないのか。

秋本局長 条例では、会派には会派に払うようになっています。

北田副議長 考えを区分した方が良くと思います。後払い方式の条例改正をまず行い。金額の増額、会派なのか個人なのかは議会改革で議論を深めて条例改正するのが良いのではないのかと考えます。

田辺委員 二つ並べると市民に説明不足と言われる。

岡田議長 今回はこれだけでやるということ。

秋本局長 事務局としてはそのように事務を進めさせていただきます。

倉持委員長 意見も出尽くしたと思いますので終わります。